

ITOSHIMACITY INFORMATION

福岡県から糸島市へ 4月1日から申請窓口が変わります

問い合わせ

下記の各部署へ問い合わせください
糸島市公式HPより

申請窓口の変更

検索

内 容	窓 口	
	平成24年3月まで 【福岡県】	平成24年4月から 【糸島市】
身体障害者相談員 および知的障害者相談員の委託	障害者福祉課	障害福祉課 ☎332-2073
重症心身障害児通園事業 および障害児通所支援の利用に関する申請	児童相談所	※4月1日より名称が 「福祉支援課」に変わります。
都市計画施設区域や土地区画整理事業施行 区域などにおける建築許可などの申請	都市計画課、下水道課 公園街路課 県土整備事務所	都市計画課 ☎332-2077
路外駐車場の設置の届け出	都市計画課	
マンション建て替え組合設立の申請	住宅計画課	
緑地保全地域および 特別緑地保全地区に関する行為の届け出	公園街路課	
工場立地法に関する届け出	企業立地課	企業立地課 ☎332-2080

地方分権改革に伴い、平成24年4月1日から、県の事務の一部が市に移譲され、申請窓口などが変わります。

※手続きに必要な書類（申請書など）が、県と市とで異なる場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

住宅手当緊急特別措置事業が 平成24年度まで延長されます

問い合わせ

糸島市保護支援課 ☎(332) 2072
糸島市公式HPより

住宅手当

検索

この事業は、就労能力や意欲がある離職者で住宅を失ったり失う恐れがある人に、6か月間を限度として住宅手当を支給する制度です。

支給対象者 次の要件のすべてに該当する人

- ①平成19年10月1日以降に離職した人
- ②離職前に主たる生計維持者であった人（離職した人であって、その後離婚などにより、申請時には主たる生計維持者である人も含む）
- ③就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職の申し込みを行う人
- ④住宅を失っている人、または賃貸住宅に居住し、住宅を失う恐れのある人
- ⑤申請者および申請者と生計を同一とする同居の親族の収入の合計が一定の基準金額以下で

あること

- ⑥申請者および申請者と生計を同一とする同居の親族のいずれもが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと
- ⑦国の離職者などへの雇用施策による貸し付けや給付（職業訓練受講給付金など）を受けていない人
- ⑧申請者および申請者と生計を同一とする同居の親族のいずれもが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと

支給期間 6か月間（3か月間の延長が可能な場合もあります。）

支給額 生活保護の住宅扶助基準額に準拠します。

申請手続き 保護支援課窓口で制度や手続きの説明・受け付けを行います。

～4月1日現在の所有者に課税されます～ 軽自動車やバイクなどの申告手続き

問い合わせ

糸島市税務課 ☎(323) 1111
糸島市公式HPより

申告手続き

検索

■別表1 軽自動車やバイクなどの車種ごとの手続き場所

車 種	手 続 き 場 所
原動機付自転車(125cc以下のバイク) 小型特殊自動車(農耕作業用など) ミニカー	糸島市市民部税務課 糸島市前原西一丁目1番1号 ☎(323) 1111 (内線1433)
軽自動車	軽自動車検査協会福岡主管事務所 福岡市東区箱崎ふ頭二丁目2番49号 ☎(641) 8926
	(社)全国軽自動車協会連合会福岡県事務取扱所 福岡市東区箱崎ふ頭二丁目2番51号 ☎(641) 0431
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	九州運輸局福岡運輸支局 福岡市東区千早三丁目10番40号 ☎050(5540) 2078

軽自動車の申告

軽自動車税は、その年の4月1日現在の所有者に課税されます。所有者が変わったり、廃車した場合は、手続きをしないと、手放した車両の分まで税金を支払わなければなりません。早めに手続きをしてください。

- 手続きが必要なもの**
- ①軽自動車（バイクなどを含む）を売却・譲渡したとき
 - ②廃車したとき
 - ③盗難に遭ったとき
 - ④他市町村へ転出したとき
- 手続きは速やかに**
- 軽自動車やバイクなどを所有した場合は15日以内に、また、廃車や売却、所有者（納税義務者）が市外へ転出した場合などは、30日以内に手続きが必要です。なお、車種ごとの手続き場所は別表1のとおり。

軽自動車税の減免

毎年、申請が必要です。

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを所持している人やその人の移動のために家族が使用する軽自動車の税金は、申請により条件に該当する人、1人につき1台に限り減免されます。ただし、普通車の減免を受ける場合は該当し

小型特殊自動車の申告

農耕トラクタやコンバインなどの農耕作業用自動車のほか、小型特殊自動車に分類されるフォークリフトやショベルローダーなどは、軽自動車税の課税対象となります。

これらを所有する人や法人は、軽自動車税の申告をして標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

公道を走らなくても該当

軽自動車税は、軽自動車などの所有に対する「物件税」です。

ません。

申告期限 納税通知書（5月上旬に送付）が届いてから5月24日（木）まで

公道を走らない車両でも、道路運送車両法で定められた小型特殊自動車であれば課税されます。

なお、全長などが別表2の範囲を超えている場合は大型特殊自動車に該当し、固定資産税（償却資産）の課税対象になりますのでご注意ください。

■別表2 小型特殊自動車の範囲と税額

区 分	小型特殊自動車	
	農耕作業用自動車	農耕作業用以外
全長	制限なし	4.7m以下
全幅	制限なし	1.7m以下
全高	制限なし	2.8m以下
総排気量	制限なし	
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
構造	農耕トラクタ	ショベルローダー
	農業用薬剤散布車 コンバイン など	フォークリフト など
税額	1,600円	4,700円

①印鑑

②車名、車台番号、全長などの規格が分かるもの